

大和市監査委員告示第17号

令和2年3月27日付け大和市監査委員告示第9号をもって公表した環境農政部に対する監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年5月26日

大和市監査委員 木原英和

大和市監査委員 鳥淵 優

監査の結果	措置の内容
<p>(みどり公園課)</p> <p>緑化奨励金等交付に関する事務において、誓約書に基づく返還金について、調定の事務手続きに誤りのあるものがあった。</p>	<p>(みどり公園課)</p> <p>分割収入に関する調定手続きについて認識を改めました。今後は複数人での確認を行い、マニュアルにも加筆し、再発防止に努めます。</p>
<p>(施設課)</p> <p>1 収入調定に関する事務において、交付決定通知書に基づく調定がなされていないものがあった。</p> <p>2 一般廃棄物処理手数料の徴収及び減免に関する事務において、誤って調定がなされているものがあった。</p>	<p>(施設課)</p> <p>1 交付金の決定通知の決裁後、調定書の起票を失念したのですが、事務手続きマニュアルを作成し、今後は、適正な時期に調定書を起票することを徹底します。</p> <p>2 二重に調定書を起票していたことに気づかず、処理をすすめていたのですが、今後は、月次の集計を複数人で入念に実施することを徹底し、マニュアルも作成します。</p>